

～制度創設当初の状況～

～現在までの状況～

【背景】

大都市圏の中心部への人口・産業(特に工業)の集中・過密問題。
 • S36は、東京圏・関西圏・名古屋圏に合計65.1万人/年の人口が流入。
 急激な人口等の増加に伴い、インフラの整備が立ちゆかなくなる恐れ。
 無秩序な市街地の抑制や圏域内での受け皿整備の推進が必要。

【状況】

人口の流入圧力は低下(H6頃は三大圏からの流出が流入を上回っていた。近年(H19)は関西圏で人口流出、東京圏で15.5万人/年の流入)。
 通勤混雑率の改善、インフラ整備の進捗。

【計画の体系】

整備計画
 首都圏については、基本計画、整備計画、事業計画の三層構造。
 近畿圏・中部圏については、基本(開発)整備計画、事業計画の二層構造。

【計画の体系】

整備計画
 事業計画を廃止するとともに、首都圏は基本計画と整備計画を統合し、首都圏整備計画として一本化(H17)。
 国土形成計画の体系の中でブロックごとの広域地方計画を位置づけ。

建設計画・保全区域整備計画(近畿圏・中部圏)
 整備計画の体系とは別に府県が個々の政策区域ごとに近郊整備区域等・都市開発区域・保全区域に関し必要な事項を定める。

建設計画(近畿圏・中部圏)
 インフラ整備の進捗に伴い、政策区域ごとの具体の整備方針を示す建設計画の役割について評価が必要。
 建設計画の主要な政策ツールとしての財政特例の適用期間が停止。

保全区域整備計画(近畿圏・中部圏)
 保全区域整備計画は昭和57年以降改定されていない。
 近畿圏は近郊緑地保全区域における保全計画としての役割を有する。

【政策区域(首都圏の例)】

既成市街地(S32)
 • 産業及び人口の過度の集中を防止し、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域
近郊整備地帯(S41)
 • 既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
都市開発区域(S41)
 • 既成市街地への産業及び人口の適正な配置を図るため、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域

【政策区域(首都圏の例)】

人口の動向については、既成市街地は概ね横ばい傾向(S45 H17で約11%増)、近郊整備地帯は増加(S45 H17で約88%増)。
 製造品出荷額については、既成市街地で減少傾向、近郊整備地帯・都市開発区域では1990年頃までは伸びが見られた。
 なお、現在の人口密度等を見ると、既成市街地と近郊整備地帯が連たんする傾向。
 平成2年の近郊整備地帯の拡大、都市開発区域の新規指定(本庄)等以降、変更は行われていない。

【政策ツール】

工業(場)等制限制度(S34(首都圏)・S39(近畿圏))
 • 既成市街地等への産業及び人口の過度の集中を防止することが目的
近郊整備地帯等・都市開発区域への財政特例(補助率かさ上げ等)(S41)
 • 計画的な市街地、住居都市・工業都市等としての開発整備の円滑な実施を図り、首都圏等の均衡ある発展に資することが目的

【政策ツール】

工業(場)等制限制度
 • 産業構造の変化、少子化の進行等に加え、環境に係る諸制度の充実に伴い、手段の有効性が低下したため、H14に廃止。
 近郊整備地帯等・都市開発区域への財政特例(補助率かさ上げ等)
 • 今後の人口減少、工場立地動向等を踏まえ、H20年3月で適用期間停止。

都市開発区域における不均一課税(S40(首都圏)、S39(近畿圏)、S42(中部圏))
 • 都市開発区域内に立地する工場に係る固定資産税等について不均一の課税をした場合に、地方交付税による減収補てん措置を講じることにより、都市開発区域の開発整備を促進することが目的
工業団地造成事業(S37(首都圏)・S39(近畿圏))
 • 近郊整備地帯等の計画的な市街地整備と、都市開発区域の工業都市等としての発展に寄与することが目的

都市開発区域における不均一課税
 • 近畿圏・中部圏においてはH20年度も利用実績あり(約110百万円)。(H22年3月までの措置)
 • 首都圏については、都市開発区域の指定から5年間で適用期間となっているため、近年は利用実績無し。
工業団地造成事業
 • これまで51地区で実施。近年も利用実績あり。

近郊緑地保全制度(S41(首都圏)・S42(近畿圏))
 • 良好な自然環境を有する緑地の保全を図り、近郊整備地帯等における無秩序な市街地化を防止し、首都圏等の秩序ある発展に寄与することが目的(首都圏)

近郊緑地保全制度
 • 首都圏では、19区域、15,861(ha)を指定。近畿圏では、6区域、81,469haを環状に指定。
 • 平成13年の都市再生プロジェクト第3次決定を踏まえ、都市環境インフラのグランドデザインを策定。(首都圏H16、近畿圏H18)
 • 昭和52年以降、大幅な区域変更等は行われていなかったが、H17に小網代区域を新規指定するとともに、円海山・北鎌倉区域(H18)及び和泉葛城区域(H21)を拡大指定。

(参考)
 大都市圏制度そのもの以外にも、大都市圏の課題の変化等に対応し、多極分散型国土形成促進法に基づく業務核都市制度(S63)や、都市再生特別措置法(H14)等に基づく施策を実施。
 八都府市首脳会議(六都府市首脳会議としてS54～)など、広域的な調整を目的とした場の創設。

【新たな政策課題への対応】

1) 人口・産業集積を踏まえた環境問題への対応

- ◆ 地球温暖化対策、生物の多様性保全等世界規模の環境問題への対応や都市住民の自然とのふれあいの場の確保等、様々な観点から期待される緑地空間の確保
- ◆ 大都市特有の課題であるヒートアイランド現象の緩和のため、緑地の保全や「風の通り道」の検討
- ◆ 自動車に起因する大気汚染の改善のため、排気ガス規制等の取組の連携
- ◆ 大規模河川の上流住民と下流住民の適切な役割分担による水源の維持・確保
- ◆ 三大湾の水質改善について、上下流の住民・自治体・関係者が共同した対応

等

2) 世界の経済・社会をリードする国際競争力の強化

- ◆ 成田・羽田の機能拡充やアクセス改善等
- ◆ スーパー中核港湾の機能強化や環状道路の整備・利用促進、都市内物流の効率化等、大都市圏の物流機能の強化
- ◆ 国際ビジネスや海外からの投資を支える諸機能の集積

等

3) 人口や中枢機能の集積を踏まえた災害等への対応

- ◆ 帰宅困難者対策や震災がれきの処理等、都府県を超える広域的な対応方針の策定
- ◆ 利根川・荒川等の大規模河川が決壊した場合の広域的な応援体制
- ◆ 近年頻発する局地的な大雨や地球温暖化に伴う海面上昇等を念頭に、ゼロメートル地帯や地下街等におけるハード・ソフト両面からの浸水対策
- ◆ 東京・大阪に残る重点密集市街地における防災性の向上
- ◆ 都府県を超える広域的な観点からの復興計画の検討

等

4) 大都市圏における人口減少と急速な高齢化

- ◆ 大規模ニュータウン等の住民の急速な高齢化に伴う、コミュニティの維持や建築物の更新等の対策(いわゆるオールドタウン問題)
- ◆ 人口減少を念頭においた居住環境の向上、整備途上のまま放置されている地域における土地利用の転換や修復

等

5) その他

都府県の連携では不十分で、国が対応すべき広域的な大都市圏の課題について検証が必要。

【検討課題】

1) 政策を講じる圏域について

- ◆ 首都圏・近畿圏・中部圏そのもののエリア設定について検証が必要。

2) 計画のあり方について

大都市圏整備法に基づく計画と広域地方計画が併存するなか、大都市圏整備計画で対応すべき領域(大規模プロジェクトの整備方針や都市圏ごとの役割分担・機能分担等)について検証が必要。

近畿圏、中部圏においては、府県が作成する建設計画等についても検証が必要。

3) 政策区域について

既成市街地等と近郊整備地帯等が連担している傾向にあるが、基本的な政策区域のラインは、当初指定時とほとんど変わっていない。

政策区域と連動する他の制度の視点からの課題整理・検証が必要。

4) 政策ツールについて

緑地保全については、保全のみならず、創出、再生も含めた広域的な緑地施策のあり方について検討が必要。区域指定だけでなく、管理手法等について関係者と連携した検討・取組が必要。

工業団地造成事業、不均一課税に係る減収補填措置等の支援制度について検証が必要。

最近の状況、新たな課題も含め政策ツールのあり方の検討が必要。

5) 大都市圏問題の検討体制について

例えば、地方公共団体等の取組に国が参画し、取組を進めるような体制の検討が必要。